

(設置)

第1条 放課後対策事業（文部科学省が実施する放課後子ども教室推進事業及び厚生労働省が実施する放課後児童健全育成事業を一体的又は連携して実施する総合的な事業をいう。以下「事業」という。）に基づき、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する施策等を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の広報活動に関すること。
- (2) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブのニーズの把握並びにボランティア等の人材確保に関すること。
- (3) 事業に係る安全管理に関すること。
- (4) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの連携に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市内校（園）長会の代表者
- (2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の代表者
- (3) 社会教育委員の代表者
- (4) 児童福祉団体の代表者
- (5) 市内PTA連合会の代表者
- (6) 市民から公募した者
- (7) 行政関係者（教育委員会及び福祉関係部署）
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会設置要綱（平成19年伊賀市教育委員会告示第9号）により委嘱又は任命された委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。